

一般競争入札公告

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 12 月 5 日

鹿島地方事務組合管理者 石 田 進

1 入札対象事業

- (1) 工事番号 鹿島地方事務組合公告第 22 号
- (2) 工事名 広域鹿嶼 RDF センター解体撤去工事
- (3) 工事業種 建築一式工事
- (4) 工事場所 茨城県鹿嶼市平井 2264 番地 広域鹿嶼 RDF センター
- (5) 工事概要 広域鹿嶼 RDF センター解体撤去工事入札説明書のとおり
- (6) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 25 日まで
- (7) 予定価格 金 633,541,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

2 入札参加形態 単体

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく鹿嶼市及び神栖市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 公告日現在において、①、②のいずれかに該当していること。
 - ① 令和 7・8 年度神栖市競争入札参加資格者名簿の解体工事又は建築一式工事に登載され、神栖市の解体工事又は建築一式工事に係る総合点が 800 点以上であること。
 - ② 令和 7・8 年度鹿嶼市建設工事入札参加資格者名簿の解体工事又は建築一式工事に登載され、令和 7・8 年度鹿嶼市建設工事入札参加資格者申請時の総合評定値通知書の解体工事又は建築一式工事に係る総合評定値及び主観点数の合計が 740 点以上であること。
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による対象工事に係る許可を有し、同法第 27 条の 23 に規定する経営事項の審査を受けている者であること。
- (4) 建設業法の規定による特定建設業（解体工事業）の許可を有する者であること。
- (5) 建設業法第 19 条の 2 に規定する現場代理人を専任配置するとともに、同法第 26 条に規定する技術者を適正に配置すること。
- (6) 建設業法の規定に基づき、次のいずれにも該当する主任技術者又は監理技術者を本工事に専任配置すること。
 - ① 入札の参加申請のあった日の前日から起算して 3 か月以上前から引き続き当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者。
 - ② 本工事の契約工期の初日において、他の工事の現場に監理技術者として配置されていない者。
 - ③ 監理技術者においては、入札の参加申請があった日の前日までに解体工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者。

- (7) 入札（開札）執行日において、神栖市及び鹿嶋市の契約事務に関する規程に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者及び茨城県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされていない者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (9) 入札契約等に係る暴力団等排除対策要綱に規定する暴力団関係者に該当する者が所属していないこと、又は暴力団関係者がその事業活動を支配していないこと。
- (10) 鹿嶋市、神栖市の納税義務に対し完納していること。
- (11) 本工事に関する発注支援業務を受託した「株式会社東和テクノロジー」と資本面若しくは人事面で関係がある者でないこと。

（注）「資本関係」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人的関係」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

4 入札説明書、発注仕様書の公表

- (1) 公表場所 鹿島地方事務組合ホームページ <http://www.kcj.or.jp/topics4.htm>
- (2) 入札説明書、発注仕様書等に対する質問及び回答
入札説明書「第 4 章 入札手続きに関する事項」の「第 4 節 発注仕様書等に関する質問」のとおり。

5 入札参加資格を証明する書類の提出

入札説明書「第 4 章 入札手続きに関する事項」の「第 1 節 入札参加申し込みについて」及び「第 2 節 提出書類」のとおり。

6 技術提案書類の提出

入札説明書「第 4 章 入札手続きに関する事項」の「第 2 節 提出書類」のとおり。

7 技術提案書に関する照会、技術提案書に関する回答の提出

入札説明書「第 4 章 入札手続きに関する事項」の「第 2 節 提出書類（4）、（5）」のとおり。

8 入札参加資格確認結果の通知

入札説明書「第 4 章 入札手続きに関する事項」の「第 5 節 入札参加資格審査結果通知」のとおり。

9 入札方法等

入札説明書「第 4 章 入札手続きに関する事項」の「第 6 節 入札方法」及び「第 7 節 工事費内訳書の提出」のとおり。

10 入札（開札）

- (1) 入札（開札）日時 令和8年1月30日（金）午前10時00分
- (2) 入札（開札）場所 神栖市居切660番地3 鹿島地方事務組合 会議室

上記の日程等は、提案書類の審査の進捗状況等により変更が生じる場合がある。変更になった場合、入札参加者に対して通知する。

11 落札者の決定

入札説明書「第5章 落札者の決定」の「第1節 落札者の決定方法」のとおり。

12 入札保証金及び契約保証金

入札説明書「第5章 落札者の決定」の「第3節 入札保証金及び契約保証金」のとおり。

13 支払条件

- (1) 前金払 有（契約金額の3割以内、保証事業会社の保証の取り付けを要する。）
- (2) 部分払 無

14 入札の無効

(1) 一般的な事項

- ア 同一入札において2通以上の入札書を提出したとき。
- イ 他の入札者の代理を兼ね又は2人以上の代理をしたとき。
- ウ 入札書の金額その他必要事項を確認し難いとき。
- エ 入札書に記名及び押印(契約印)がないとき。
- オ 入札書が指定された方法で提出されていないとき。
- カ 入札について不正の行為があったと認められるとき。
- キ 入札書と指定封筒の記載事項に相違があるとき。

(2) 工事費内訳書の提出が義務付けられている場合

- ア 入札書同封の封筒に工事費内訳書が同封されていないとき。
- イ 入札書及び工事費内訳書の記載事項が相違するとき。
- ウ 入札書記載の入札金額と工事費内訳書の合計金額が相違するとき。
- エ 指定された書式の工事費内訳書を使用しないとき。

15 その他

- (1) 契約にあたっては、契約書の作成をする。
- (2) 入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。
- (3) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成12年法律104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (4) CORINSに登録すること。
- (5) 本工事に係る契約については、鹿島地方事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又

は処分に関する条例の規定による本組合議会の議決をもって本契約としての効力を生じるものとする。

- (6) 当該契約が本組合議会で否決されたときは、当該契約は無効とし、それにより落札者に生じるいかなる損害についても、本組合は、その責めを負わないものとする。
- (7) その他の詳細については、広域鹿嶋RDFセンター解体撤去工事入札説明書のとおりとする。